

平成 21 年度

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費

# 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査

## 報 告 書

### (概 要 版)

平成 22 年 3 月

宜 野 湾 市

# 目 次

<b>1章 今年度業務の目的及び取り組み項目</b> .....	<b>1</b>
1-1 業務の目的 .....	1
1-2 本業務における取り組み項目 .....	2
<b>2章 今年度の活動成果</b> .....	<b>5</b>
2-1 跡地利用に対する地権者等の意見集 .....	5
2-2 合意形成活動の中核組織である「若手の会」、「NBミーティング」 の活動支援の取り組み成果 .....	17
2-3 継続的な情報提供・意見交換の取り組み成果 .....	21
2-4 地域連携による合意形成の仕組みづくりに向けた取り組み成果 .....	24
<b>3章 今後の課題と次年度の活動計画</b> .....	<b>25</b>
3-1 活動成果を踏まえた今後の課題 .....	25
3-2 次年度の取り組みの留意点と対応方針 .....	28
3-3 次年度の業務目的と取り組み項目 .....	32
3-4 取り組み内容 .....	33
<b>4章 各種合意形成活動の内容</b> .....	<b>41</b>
4-1 今年度実施した取り組みの概要 .....	41
(1) ねたてのまちベースミーティングが考える 宜野湾市の将来的なまちづくり(案) .....	41
(2) 若手の会の考え 2009年度版 (「土地利用・環境づくり方針案」に対する意見とりまとめ) .....	44
4-2 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」の概要 .....	50

# 1章 今年度業務の目的及び取り組み項目

---

- 1-1 業務の目的
- 1-2 本業務における取り組み項目

# 1 章 今年度業務の目的及び取り組み項目

## 1-1 業務の目的

普天間飛行場大規模駐留軍用地跡地の利用促進に向けて、関係地権者等の合意形成の円滑化を図るため、長期的な活動計画として平成 13 年度に「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」を策定した。この全体計画に基づき、平成 14 年度以降、合意形成に向けた場づくり、人づくり、組織づくり等の活動を長期的展望のもとに展開し、地権者懇談会や情報誌の定着化、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」（以下若手の会）の組織化等が図られてきた。

平成 18 年度以降は、県市共同調査における跡地利用基本方針の策定、方針を具体化する跡地利用計画策定へ移行していくといった計画策定の流れと連動して、「地権者・市民等の地域連携による合意形成の仕組みづくり」を目標として各種取り組みを進めてきた。その結果、「若手の会における分野別検討体制の整備」、市民のまちづくり検討組織である「ねたてのまちベースミーティング（以下 NB ミーティング）の活動体制の確立」等の成果が上がりつつある。

こうした中、平成 21 年度は、「若手の会」の自立化に向けた活動体制づくりとさらなる「地主会」との連携強化（意見交換の場の創出、合同での提言書作成）を実施するとともに、「NB ミーティング」については、組織強化・メンバー増強を図り、市民の合意形成に関わる今後の中心的役割を担う組織への成長を目指す。

また、「全体計画の中間とりまとめ（以下中間とりまとめ）」に向けて、平成 20 年度県市共同調査の中で作成された「土地利用・環境づくり方針案」を基に、広く地権者・市民に対する情報提供・意見交換等の取り組みの実施と PR 強化、「地域連携による合意形成の仕組みづくり」に向けて、「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げにつながる取り組みと、「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」に対する跡地利用に関する情報を提供することにより、「地域連携による合意形成の仕組みづくり」を進めることを目的とする。

## 1-2 本業務における取り組み項目

### (1) 合意形成活動の中核組織である「若手の会」、「NBミーティング」の活動支援

- ①「NBミーティング」の活動支援（7回）
- ②「若手の会」の活動支援（7回）
- ③学識者等による『若手の会・NBミーティング合同勉強会』の開催（2回）
- ④『若手の会・NBミーティングによる意見交換会』の開催（1回）
- ⑤『先進地視察会』の実施（1回）

### (2) 継続的な情報提供・意見交換の取り組み

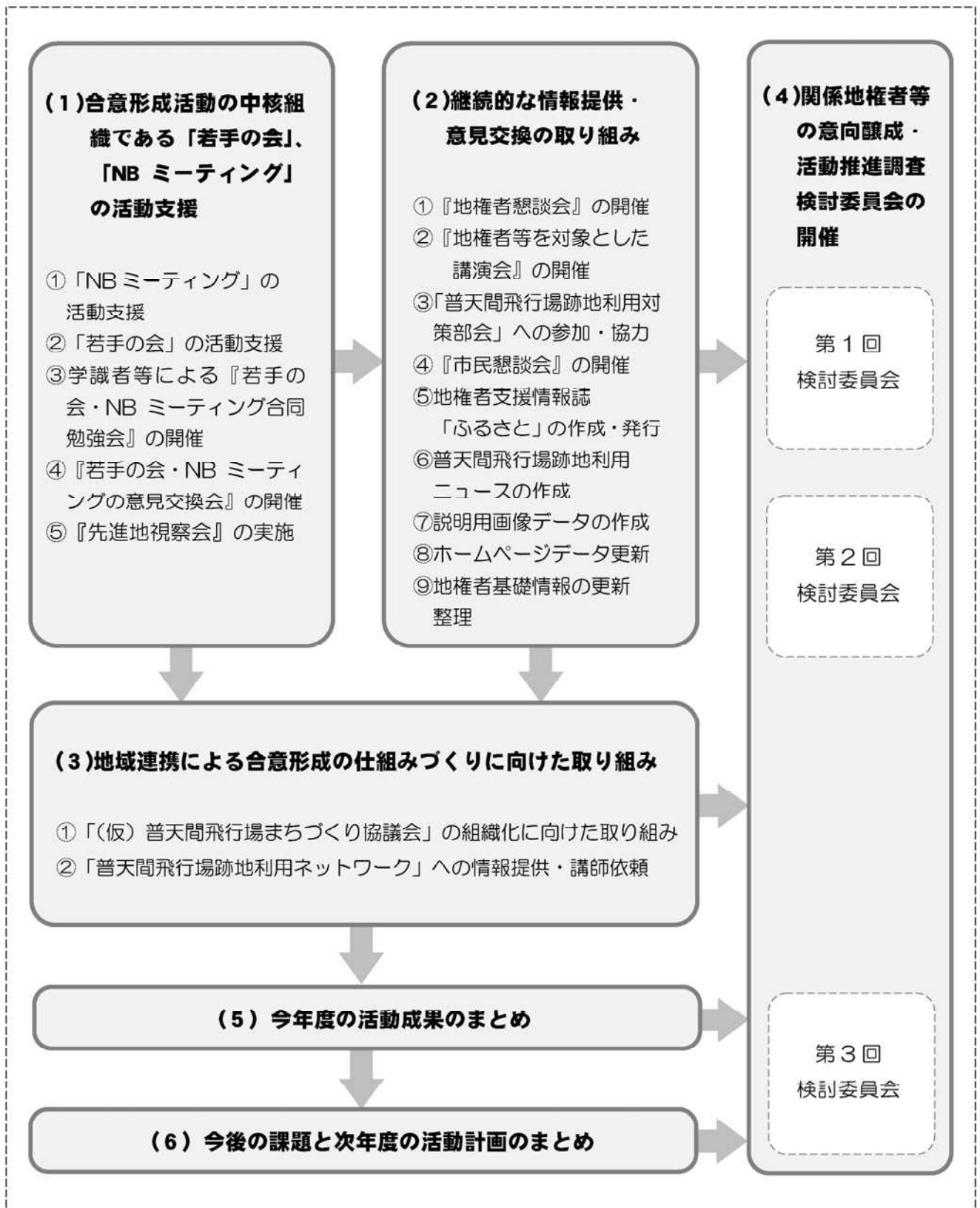
- ①『地権者懇談会』の開催（1回）
- ②『地権者等を対象とした講演会』の開催（1回）
- ③「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力（2回）
- ④『市民懇談会』の開催（1回）
- ⑤地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行（3回）
- ⑥普天間飛行場跡地利用ニュースの作成（3回）
- ⑦説明用画像データの作成（1回）
- ⑧ホームページデータ更新（1回）
- ⑨地権者基礎情報の更新整理（2回）

### (3) 地域連携による合意形成の仕組みづくりに向けた取り組み

- ①「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の組織化に向けた取り組み
- ②「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」への情報提供・講師依頼

### (4) 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会の開催（3回）

## 《業務実施フロー》



## 2章 今年度の活動成果

---

- 2-1 跡地利用に対する地権者等の意見集
- 2-2 合意形成活動の中核組織である「若手の会」、  
「NBミーティング」の活動支援の取り組み成果
- 2-3 継続的な情報提供・意見交換の取り組み成果
- 2-4 地域連携による合意形成の仕組みづくりに向けた  
取り組み成果

## 2章 今年度の活動成果

### 2-1 跡地利用に対する地権者等の意見集

#### (1) 意見集とりまとめの目的

これまでに地権者懇談会等が出された意見・提案については、議事録としてとりまとめ、地権者支援情報誌「ふるさと」や市ホームページ等で情報提供をしてきた。

しかし、文章を主とした表現形式のため提案された意見が伝わりづらく、一部においては毎年同じ議論の繰り返しになる等の問題があった。

そこで、議論の内容や提案が具体化してきたこともあり、この問題を解消するために、これまでに出了された地権者の意見・提案、及び「若手の会」の提案を目に見える形でとりまとめることとした。

#### (2) 対象とした意見・提案

- ・「普天間飛行場跡地利用基本方針」が策定された平成 18 年度から平成 21 年度までの『地権者懇談会』で出された主な意見
- ・「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」から提言のあった分野別の意見
  - ⇒「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」（平成 17 年 3 月）
  - ⇒「普天間飛行場跡地利用基本方針をふまえた若手の会の意見」（平成 18 年 3 月）
  - ⇒「大規模公園の規模等についての若手の会の意見」（平成 19 年 3 月）
  - ⇒「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え 公園編パート 1」（平成 20 年 3 月）
  - ⇒「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え 交通編パート 1」（平成 20 年 3 月）
  - ⇒「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え 住宅地編パート 1」（平成 21 年 3 月）
  - ⇒「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え 都市拠点編パート 1」（平成 21 年 3 月）

#### (3) 意見集の位置づけ

- 今までに議論された地権者等が考える跡地利用のイメージを確認し合うためのものである。
- 今後検討が必要な内容を明確にし、今後の議論の材料として活用するためのものである。
- また、本資料はこれまでに地権者等において議論された内容を、現段階において整理したものである。今後、地権者等による独自の検討課題に対する議論や、「計画づくり」から提示される内容にもとづく議論結果をもとに、随時更新されていく性格のものである。



# 跡地利用に対する地権者等の意見集

平成 22 年 3 月版



## 意見集の位置づけ

- 今までに議論された地権者等が考える跡地利用のイメージを確認し合うためのものである。
- 今後検討が必要な内容を明確にし、今後の議論の材料として活用するためのものである。
- また、本資料はこれまでに地権者等において議論された内容を、現段階において整理したものである。今後、地権者等による独自の検討課題に対する議論や、「計画づくり」から提示される内容にもとづく議論結果をもとに、随時更新されていく性格のものである。

跡地利用に対する地権者等の意見集

1. 交通分野

広域交通

① 駅市街を越えSFR線道路の整備



出典：「国土交通省国土政策局 国土政策課」  
「国土交通省国土政策局 国土政策課」

② 駅市街を越えSFR線道路の導入



出典：「国土交通省国土政策局 国土政策課」  
「国土交通省国土政策局 国土政策課」

③ 広域と地区内の公共交通の結節点を交通拠点として整備

④ 県内公共交通の拠点としての整備

地区内交通

① 環境にやさしい増車/バスやLRT等の導入



出典：「国土交通省国土政策局 国土政策課」  
「国土交通省国土政策局 国土政策課」

② LRT導入に関しましては実現可能性を検討する必要がある

③ バス専用道路（緊急車両の通行可）の整備

④ 多くのバス停設置や歩行者の確保による利用しやすい公共交通の導入

①：地権者の意見・提案  
②：「右手の倉」の意見・提案  
③：場所を特定できる意見  
④：場所を特定できない意見

地区内交通

① 昔ながらの歩行者が来たという歴史を伝える道筋づくり



出典：「国土交通省国土政策局 国土政策課」  
「国土交通省国土政策局 国土政策課」

② 駅前らじや観光客の利便を考慮した運行ルートの設定



③ エンバーサルデザインを考慮した誰もが利用しやすい交通環境の整備

④ 歩くことが楽しい環境をつくる為街中への自転車導入検討を行う



出典：「国土交通省国土政策局 国土政策課」  
「国土交通省国土政策局 国土政策課」

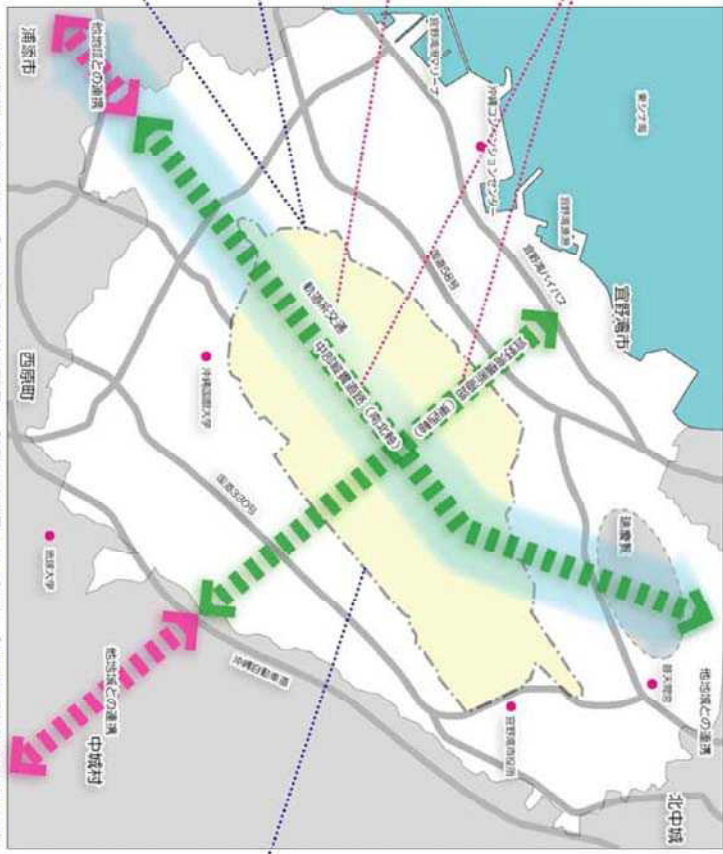
⑤ 歩行者・自転車にやさしい道路づくり（歩道の拡幅など）



出典：「国土交通省国土政策局 国土政策課」  
「国土交通省国土政策局 国土政策課」

今後の検討課題

- 県市共同調査等の方針に基づく検討課題  
「全体計画の中核」とりまじめ（案案）」に基づき検討課題を設定する
- 地権者としての検討課題  
地区内公共交通のあり方  
駅周辺の道路した公共交通のあり方



## 2. 振興・都市拠点、公園分野

跡地利用に対する地権者等の意見集

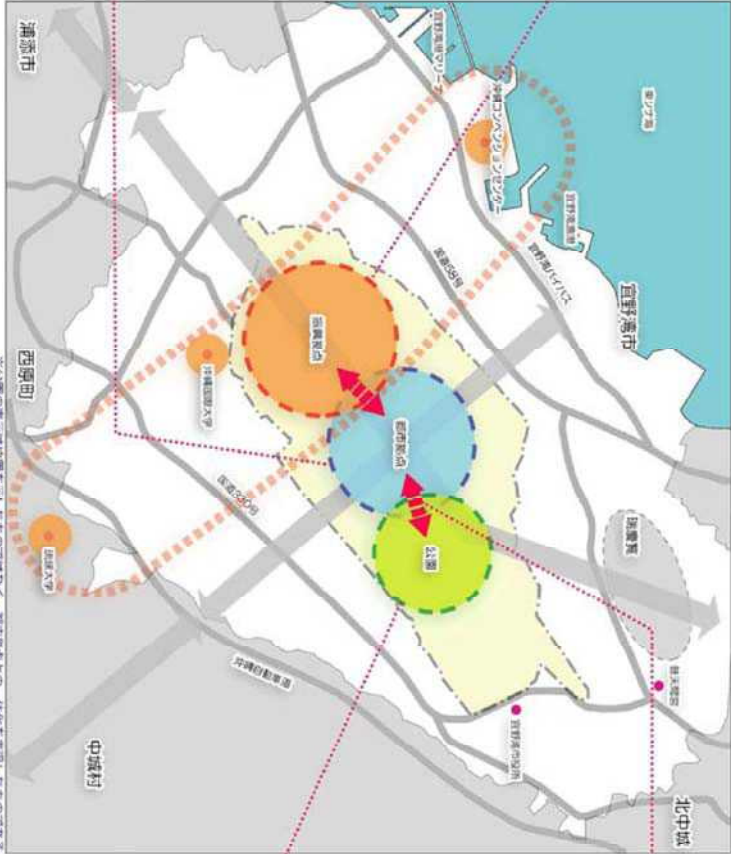
●印：地権者の意見・提案    ●印：「吾手の丘」の意見・提案  
 [ ]：場所を特定できる意見    [ ]：場所を特定できない意見

### 振興拠点

- 地権者の意見の場での確保
- 国策的施設を誘致する必要がある
- 県の振興をリードする環境・医療等に關する所外開発型拠点とする

### 都市拠点

- 宜野湾市の公共施設を整備し、市民の交流拠点とする
- 街中で暮らす便利さと働いた環境を提供する
- 緑が豊かで静寂のオアシスとなる場とする
- 沖縄のシンボルとなるテーマパークのような場とする



### 都市拠点

- 大規模公園との一体化を望み魅力を高める

### 公園

- 中部部をカバナーする規模の防災機能のある大規模公園とする
- 公園の目玉施設としてシンボルタワーが必要
- 万博記念公園 (大阪府吹田市) H19年度 祝賀会場
- 「平知」をメインテーマにした公園とする
- 緑を中心とした、環境配慮型の公園とする
- 大規模公園として100haは妥当と考えるが、国営公園としての整備を望む
- 公園の配置に関して検討中

- #### 今後の検討課題
- 県市共同調査等の方針に基づく検討課題
  - 「全体計画の中項とりまとめ(草案)」に基づき検討課題を設定する
  - 地権者としての検討課題
    - ・ 産業、観光のあり方
    - ・ 公園用地の確保方策
    - ・ 公園の整備内容

### 3. 住宅地・周辺市街地、供給処理、環境・文化財分野

●：地権者の意見・提案 ●：「若手の会」の意見・提案  
 [ ]：場所を特定できる意見 [ ]：場所を特定できない意見

#### 環境・文化財

● 跡地の開削に際しては、大山の田いも地域の水源を確保する



● 遺跡・文化財は、今後調査に要する部分が大半なため、掘削・提案については、調査後、検討が必要

● 基地内の文化財を保全・整備し、活用する

● 遺跡・文化財等の処置を提案を行う

#### 供給処理

● 環境面に配慮した供給整備

● 供給処理に係る施設は共同集積に集約していく

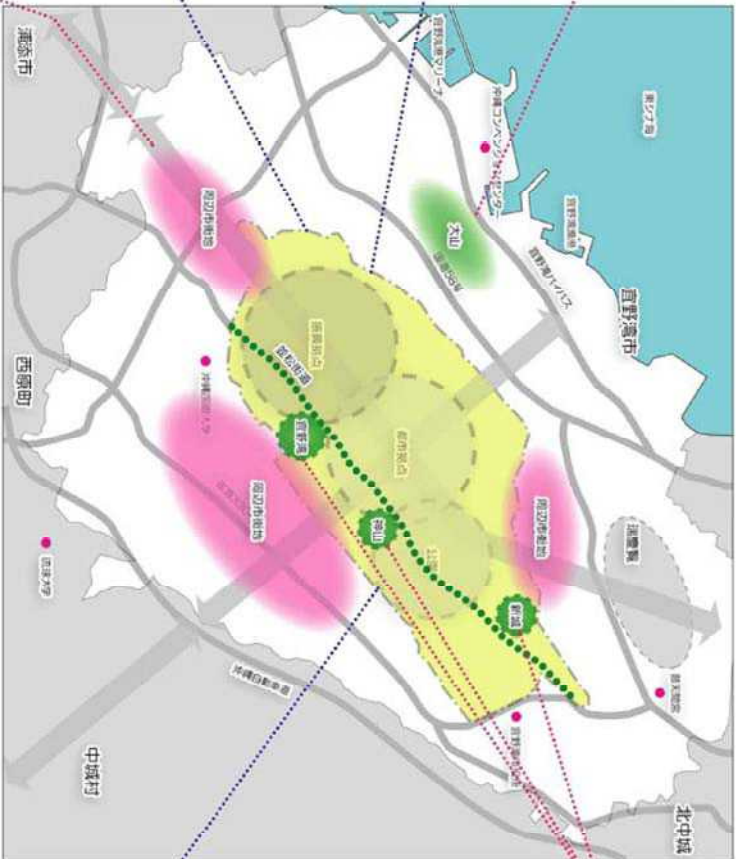
● 中水差を利用する

● 豊野港中に不足している火葬場の整備

● ごみ処理場におけるゴミの再利用及び熱利用に取り組み

#### 周辺市街地

● 周辺市街地も含めた一体的な整備



#### 住宅地

● 旧集落のツツガハル空間を活かした住宅地の再生



● 農作業が楽しめる市民農園のある住宅地整備

● 駅周辺の良い丘農地を活かしたゆとりある住宅地整備



● 小幡住宅地区（旧東原町）H20年度 農産物直売場

● 外行者や自転車交通を優先した安全・安心な住宅地整備

● 地域のコミュニティ形成を重視した住宅地整備



● 環境に配慮した自然を感じる住宅導入

● 沖積で健康回復を目指す人のための住宅地整備

#### 今後の検討課題

- 県市共同調査の方針に基づく検討課題
- 「全体計画の中間とりまとめ（案）」に基づく検討課題を特定する
- 環境・文化財一立ち入り調査の完了を待って、前建築士の整理分析を行うため、今後は最新情報に基づき検討
- 地権者としての検討課題
- 旧集落の住宅地再生の方向性
- 住宅地の配置



## 2-2 合意形成活動の中核組織である「若手の会」、「NBミーティング」の活動支援の取り組み成果

### (1) 「若手の会」の活動

#### ①自主的活動が活発に行われる等、メンバーの活動意識がさらに高まった。

- 昨年度作成された活動計画に基づき、「若手の会」の自主的な活動が強化され、今年度から毎月1回の定例会に加えて、自主的に企画し開催する自主会が開催された。また、会の積み立て金を活用し、県内、県外の自主視察会も実施された。
- 計画内容を「実現していくための方策」について検討したことにより、活動の重要性や将来の役割を踏まえ活動会員の人員増の必要性が認識された。
- また、「地主会」主催の勉強会等の対外的な場に出て、自分たちの活動内容や検討成果を報告する場が持たれ、今まで以上に多くのメンバーが参加したことにより、個々のメンバーの活動意識がさらに高まった。

#### ②県市共同調査の具体的なたたき台（土地利用・環境づくり方針案）を基にした議論が行われ、成果として提言書が作成、発信された。

- 定例会の中で、県市共同調査の具体的なたたき台（土地利用・環境づくり方針案）を基にした議論が行われた。
- 特に今年度は、これまでのような計画内容のイメージに関する議論だけでなく、地権者の視点で、たたき台の中で提案されている計画内容を「実現していくための方策」についても学びながら検討が進められ、現時点での「若手の会」の考え方がとりまとめられた。
- より地権者目線で現実的な検討を行ったという意味で意義があり、検討を進める中で、「組織づくりの必要性」等の今後地権者として検討しておくべき必要のある事項が明確になってきており、「若手の会」においても次年度以降に継続して議論する必要性があることが認識された。
- 特に、計画内容を実現するためには組織づくりが必要であり、今後は組織の形態・規模・設立時期等について、さらに議論を深めていく必要があることが認識された。

**③未検討分野（供給処理施設）をテーマとした勉強会・検討が行われ、会としての考えがとりまとめられた。**

- 未検討分野である供給処理施設をテーマとした勉強会及び議論が行われ、「若手の会」としての考えがとりまとめられた。
- また、これらのとりまとめ結果や供給処理施設をテーマとした先進地視察会の成果が、縣市共同調査の具体的なたたき台（土地利用・環境づくり方針案）を基にした議論の際に活かされた。

**④「地主会」との連携強化の必要性が確認された。**

- 具体的なたたき台が出てきた中での議論が行われている。
- イメージだけでなく「実現していくための方策」について検討が行われ、議論の内容が具体的になってきたことにより、「若手の会」の中だけではなく、多くの人の考えを聞かなければ判断できない事項が増えてきている。
- これらについて、「若手の会」と「地主会」役員との意見交換の中で、地権者全体の合意形成の手法等の確立の必要性について「若手の会」から提案された。これを機に、今後、地権者としての意見をまとめていくための手法等について意見交換及び議論を深めていく必要があることが確認された。

**（２）「NBミーティング」の活動**

**①縣市共同調査の具体的なたたき台（土地利用・環境づくり方針案）についての勉強会等を行いながら、跡地のまちづくりについての意見交換が行われ、現時点での会としての意見とりまとめが行われた。**

- 前年度の市民公募により新たなメンバーを加えて定例会活動、『先進地視察会』、「若手の会」との合同による勉強会等を行い、フリートーク形式でまちづくりに対する各メンバーの想いを出し合い、意見交換が行われ、現時点での会としての意見とりまとめが行われた。

**②意見交換を行う中で、「NBミーティング」の目標・役割等が議論され、次年度以降の活動につながる当面の目指す方向性が確認された。**

- 意見交換を行う中で、会としての当面の目標や方向性等について議論が行われ、以下

のような役割・目標を目指して次年度以降活動していくことが確認された。  
⇒跡地の全体的なコンセプトについて、これまで意見交換し各自が提案してきた内容を踏まえながら議論を継続し、会として意見をとりまとめる。  
⇒議論した結果を市民にもわかりやすい形でとりまとめ、対外的に情報発信し、「市民に跡地のまちづくりについて知ってもらおう」、「市民の議論を促すきっかけづくり」へと繋げていく。

**③『先進地視察会』や『合同勉強会』などの「若手の会」と合同の取り組みが行われたことにより、「NBミーティング」の活動が活性化された。また、組織間の連携強化の必要性が確認された。**

- 『市民懇談会』において、メンバー自らが参加し、市民に対して跡地利用に対する想いや意見の発信、会のPRと参加を呼び掛けた。
- このような発表を通して、発表者の活動意欲が高まったとともに、「NBミーティング」への参加の申し出があり、『市民懇談会』の開催が組織強化にもつながっている。  
⇒参加申し出があった方については、「NBミーティング」の活動を体験するとともに、検討している内容を知ってもらうために、『第2回若手の会・NBミーティング合同勉強会』に参加している。

### **(3) 「若手の会」、「NBミーティング」による『意見交換会』、『合同勉強会』の活動**

**①合同で開催する取り組み（『意見交換会』、『合同勉強会』）を通して、互いに良い刺激を受けつつ、アドバイス等を各活動にうまく活かしている。**

- 『先進地視察会』や『合同勉強会』などの「若手の会」と合同による取り組みが行われたことにより、同じテーマで学び・議論する中で「若手の会」から良い刺激を受け、その後の会の活動が活性化された。
- また、それぞれの検討内容について専門的な視点からアドバイスを受けたことにより、とりまとめ内容の充実が図られたのとともに、今後検討が必要な事項が明確になってきた。
- 『意見交換会』では、互いの検討内容を発表した中で意見交換を行うことにより、立場の異なるそれぞれの意見をうまく活かし、各組織の検討のレベルアップにうまく活かしている。



## ②地権者と市民の協働によるまちづくりの必要性が認識された。

- 『合同勉強会』において、沖縄県・中南部都市圏と跡地との関連性や周辺市街地との関連性について学び、それらを踏まえて意見交換等を行ったことにより、市民との協働によるまちづくりの必要性について認識された。

## ③それぞれの会の役割について意見交換が行われ、方向性が確認された。

- 意見交換の中では、それぞれの会の役割についても議論され、以下のような方向性が確認された。

⇒「若手の会」、「NB ミーティング」各々の役割で検討を進めつつ、お互いキャッチボールしながら進めていくべきと確認された。

### 《役割》

「若手の会」：イメージの議論に加えて、実現性や分野別の細かな議論を行いながら検討。

「NBM」：夢が語りやすい市民の立場を活かし、理想的なまちづくりについて検討。検討した内容を市民に分かりやすい情報に加工し、発信する役割を担う。

## 2-3 継続的な情報提供・意見交換の取り組み成果

### (1) 地権者懇談会の開催

①『地権者懇談会』には117人の地権者が参加し、普天間飛行場跡地利用計画策定推進調査の概要、「若手の会」、「NBミーティング」の取り組み状況、県市共同調査（土地利用・環境づくり方針案）の提案内容、計画開発・共同利用等について周知した。また、参加者の36%の意向を把握できた。

- 『地権者懇談会』には5日間合計（地区別開催）で、117人（前年度比：-16人、-12%）の地権者が参加した。
- 参加者数は減少したものの、地区別（5会場 ※昨年度2会場）で開催したことにより、昨年度より多い42人（昨年度32人）から跡地利用についての意向を把握することができた。
- 『地権者懇談会』では、普天間飛行場跡地利用計画策定推進調査の概要、「若手の会」、「NBミーティング」の取り組み状況等の合意形成活動に関する調査の概要を紹介し、跡地利用計画づくりに向けた取り組み状況を周知した。
- また、県市共同調査（土地利用・環境づくり方針案）の提案内容を周知するとともに、合わせて、計画内容を実現する上でポイントとなる「計画開発・共同利用」についての基礎的情報提供を行った上で、地権者意向を把握した。
- 地権者からは、今後もこのような具体的にイメージできるような情報提供をしてほしいという意見が出された。

### (2) 地権者等を対象とした講演会の開催

①県内の他の跡地事例にも携わった専門家から、「地権者と市民の協働によるまちづくりの必要性」についての情報が地権者に対して発信され、講演会を通して、一般地権者に市民との協働によるまちづくりの必要性について認識されつつある。

- 地権者に対する情報提供の一環として、「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」のメンバーであり、県内の他跡地のまちづくりにも携わった経験がある専門家を講師に招き、講演会を開催した。
- 講演会では、中南部都市圏という広域的な視点から見る跡地の役割や、周辺開発整備との一体的なまちづくりの必要性について解説が行われ、講演会を通して「地権者と市民の協働によるまちづくり」について必要性が認識されつつある。

### (3) 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行、普天間飛行場跡地利用ニュースの作成、ホームページデータ更新

①地権者、市民への情報提供を継続的に行っていくために、地権者支援情報誌「ふるさと」、普天間飛行場跡地利用ニュースを継続的に発行するとともに、ホームページによる情報発信を行うことにより、跡地利用に向けた取り組み状況に関する情報の共有化が図られた。

- 『合同勉強会』の内容についても情報発信し、情報の共有化が図られた。
- 地権者支援情報誌「ふるさと」と同様に、普天間飛行場跡地利用ニュースを継続的に発行しており、市民への情報提供ツールとして定着しつつある。
- 今年度はこれらの情報誌を通じて、県市共同調査（土地利用・環境づくり方針案）の提案内容を広く地権者・市民に周知することができた。

②情報共有化ツールとしてだけでなく、『地権者懇談会』や『市民懇談会』等の対話形式の取り組みを充実させる役割としても機能している。

- 『地権者懇談会』や『市民懇談会』等の開催にあたっては、開催に合わせて事前発送する情報誌を活用し、意見を把握したい内容についての情報を事前に発信することにより、限られた開催回数及び時間の中で、できるだけ多くの意見交換の時間を確保することができた。
- 地権者支援情報誌「ふるさと」、普天間飛行場跡地利用ニュースが情報共有化のツールとしてだけでなく、対話形式の取り組みを充実させる役割としても機能しており意義がある。

### (4) 市民懇談会の開催

①市民との直接的な対話の場として、『市民懇談会』を開催したことにより、地権者と市民の連携・協働による跡地のまちづくりに向けた取り組みとなる下地がつけられた。さらに、この場を通じて「NBミーティング」への参加希望者が現れた。

- 市民の跡地利用に対する関心を高めるための取り組みとして、全市民を対象とした『市民懇談会（意見交換会）』が開催され、初めて市民との直接的な対話の場が創出された。
- これまで市民との直接的な対話の場としては、市内各種団体を対象とした『出前勉強会』が設けられていたが、全市民を対象としたものの開催は初めてであり、地権者と

市民の連携・協働による跡地利用まちづくりに向けた取り組みの第一歩となる下地がつくられた。市民の関心を高めるとともに、市民のまちづくり検討組織である「NBミーティング」への参画を促進する。

- 『市民懇談会』を開催したことにより、跡地利用に向けた取り組みについて周知が図られたとともに、新たに市民の意見が把握できた。
- また、「NB ミーティング」への参加呼びかけを行ったところ、懇談会終了後に参加申し出があり、その後、見学のため「NB ミーティング」の活動にも参加している（『第2回若手の会・NB ミーティング合同勉強会』に参加）。

## 2-4 地域連携による合意形成の仕組みづくりに向けた取り組み成果

### (1) 「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の組織化に向けた取り組み

① 「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の設立に向けて、地権者・市民の協働の必要性が認識され、意識が高まりつつある。また、連携・協働する中でのそれぞれの役割や連携の方向性について議論が行われている。

- 『若手の会・NB ミーティング合同勉強会』や各組織の定例会活動、地権者を対象とした講演会等の活動をとおして、地権者と市民の連携・協働による跡地のまちづくりの必要性について認識されたことにより、「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」を設立する上での地権者・市民の意識が高まりつつある。
- また、「若手の会」と「地主会」の意見交換において、地権者として意見をまとめて発信する必要性について提案され、認識されつつあり、その仕組みについて議論が行われているところである。
- 「若手の会」と「NB ミーティング」の意見交換の中でも、今後連携していく中でのそれぞれの役割についての議論が行われ、現時点での方向性が確認されている。

### (2) 「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」への情報提供・講師依頼

① 来年度から開始される学識者等の専門家に対する定期的な情報提供の準備が行われ、今後の学識者等の専門家との連携体制づくりの下地づくりが行われた。

- 『普天間飛行場跡地利用ネットワーク』への参加者リストが作成され、実際の情報発信が行われた。
- また、『普天間飛行場跡地利用ネットワーク』メンバーの専門家に『若手の会・NB ミーティング合同勉強会』の講師を依頼し、跡地利用やまちづくり等に関する情報を提供してもらい、それらの情報・アドバイスが各組織の活動に活用された。
- また、『地権者を対象とした講演会』において、地権者に対しても同様の内容を情報提供してもらい、専門家の活用がなされた。

## **3章 今後の課題と次年度の活動計画**

---

- 3-1 活動成果を踏まえた今後の課題
- 3-2 次年度の取り組みの留意点と対応方針
- 3-3 次年度の業務目的と取り組み項目
- 3-4 取り組み内容

## 3章 今後の課題と次年度の活動計画

### 3-1 活動成果を踏まえた今後の課題

今年度の活動成果と跡地利用計画策定に向けた取り組みの動向を踏まえ、今後の合意形成活動の対応課題を以下で整理する。

#### (1) 合意形成の中核組織の取り組み、地域連携による合意形成の仕組みづくりの課題

**① 「NBミーティング」は、市民との橋渡し役、市民の合意形成に関わる今後の中心的役割を担う組織形成に向けて、組織強化のための支援と、「中間とりまとめ」に向けた取り組みに対する支援が必要**

- ◆ 「NBミーティング」は市民の合意形成活動を進める上で今後の中心的役割を担う組織である。特に次年度は、基本構想とも言える「中間とりまとめ」の作成に向けて、素案に対する市民意向を把握する重要な年度と位置づけることができ、意向把握にあたり重要な役割を担うことから、「中間とりまとめ」に向けた取り組みに対する支援が必要である。
- ◆ 「NBミーティング」については、一般の市民に対して、跡地利用に関わる各種調査結果や来年度に提示される県市共同調査で作成された「全体計画の中間とりまとめ（素案）（以下中間とりまとめ（素案））」等の情報や、「若手の会」のように自らの検討成果を形としてとりまとめたものを、誰にでもわかりやすいように噛み砕いた形で広く市民に対して発信することで、これまで関わることがなかった市民が議論をするきっかけをつくり、「市民との橋渡し役」を担えるような活動へ発展させることが必要である。
- ◆ また、活動推進にあたっては、なるべく多くの市民意見を把握することを目指すとともに、会の活動が持続的なものとなるように、『市民懇談会』等の対外的な場において活動内容や検討成果等をPRしながら、人員増強に継続的に努める等、市民の合意形成に関わる中心的役割を担う組織として強化を図るための支援が必要である。

**② 「若手の会」は地権者の合意形成の今後の中心的役割を担う組織であり、「中間とりまとめ」に向けた取り組みに対する支援が必要であり、「地主会」との連携や今後の組織体制づくりへの支援が必要**

- ◆ 「若手の会」についても「NBミーティング」と同様に、地権者の合意形成活動を進

める上で今後の中心的役割を担う組織であり、「中間とりまとめ」の作成に向けて、素案に対する地権者意向を把握する上で重要な役割を担うことから、「中間とりまとめ」に向けた取り組みに対する支援が必要である。

- ◆平成 21 年度より、地権者の視点でイメージだけでなく「実現していくための方策」についても検討を進めている中で、内容が具体的になってきたことで、多くの人の考えを聞かなければ判断できない事項が増えてきている。土地活用に関わる議論は個人の権利に大きく関わるため、本格的な検討段階に向けて、各組織体制の強化・相互連携の強化を図るとともに、地権者としての意思決定方法（意見のまとめ方）の確立が必要である。（例：「若手の会」と「地主会」間の意見のまとめ方 等）
- ◆また、今年度議論してきた中で、地権者による組織の形態・規模・設立時期等のさらに議論を深めていく必要があるものが明確になってきており、それらについては、計画づくりが具体化されていくのと並行して、今後継続して検討していくことが必要である。

**③跡地利用についての本格的な検討段階及び、「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げに向けて、各活動組織間の連携強化等に対する支援が必要**

- ◆跡地利用についての本格的な検討が行われる段階に向けて、そして「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げに向けて、「地主会」、「若手の会」、「NB ミーティング」の 3 組織間の相互連携を強化するとともに、各組織における議論を深めていく等の準備段階の取り組みに対する支援が必要である。

**④「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」への情報提供を継続的に行い、「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」メンバーから必要に応じてアドバイスや勉強会の講師派遣等の協力が得られるような連携体制の構築が必要**

- ◆「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げに向けた取り組みと関連して、各活動組織の検討内容の深化や相互間の連携強化を図っていく中で、必要に応じて「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」メンバーからアドバイスや勉強会の講師派遣等の協力が得られるように、継続的な情報提供を行うことで連携体制を構築する必要がある。



## (2) 継続的な情報提供・意見交換の取り組みの課題

### ①地権者・市民等への情報提供等は、継続すべき事項として引き続き実施が必要

- ◆跡地利用に対する意識の醸成は、地権者や市民が跡地利用に関わる情報を共有し、意見交換の積み重ねによりはじめて成り立つものである。
- ◆特に次年度は「中間とりまとめ」に向けた節目となる年度であることから、地権者・市民等に対する情報提供は、意向把握を行う上で重要な取り組みとなる。
- ◆そのため、情報誌やホームページ等による情報提供の継続や、「若手の会」で作成した提言書等の地権者・市民が理解しやすく関心の持ちやすい資料を有効活用するなどの情報提供方策を工夫することにより、懇談会・講演会への参加や「若手の会」、「NRミーティング」へ参画を促進していく必要がある。

### ②「普天間飛行場跡地利用＝宜野湾市のまちづくり」であることから、なるべく多くの市民に跡地利用に関心を持ってもらうのと同時に、「中間とりまとめ」に向けた意向把握が必要

**特に、市民との直接的な対話の場である『市民懇談会』については、多くの市民意向を把握するために継続開催が必要**

- ◆市民については、跡地開発により生活も大きく変わることから利害関係者であり、周辺市街地整備まちづくりにおいては地権者ともなるため、跡地利用への関心を高める必要がある。
- ◆「中間とりまとめ」に向けた意向把握に向けて、なるべく多くの市民に関心を持ってもらい、これまでの跡地利用に向けた取り組みの経緯等を理解してもらえるように、より一層情報提供・PRの強化が必要である。
- ◆また、「中間とりまとめ」に向けて多くの市民意向を把握することが必要であり、特に次年度は、「中間とりまとめ」に向けた節目の年であることから、『市民懇談会』のような積極的な情報提供・意向把握の場を創出し、「中間とりまとめ（素案）」等に関する市民意向の把握が必要である。

## 3-2 次年度の取り組みの留意点と対応方針

### (1) 計画づくりの取り組み方針

普天間飛行場跡地利用の促進及び円滑化等については、平成 13 年度に「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」を策定し、平成 14 年度以降、合意形成に向けた場づくり、人づくり、組織づくり等の活動を長期的展望のもとに展開している。平成 18 年度以降は、県市共同調査における「跡地利用基本方針」、「行動計画」の策定など段階的に具体化させる計画づくりが進められてきている。また、計画策定の流れと連動し、合意形成の実現に向けた取り組みも具体的に進められてきている。

#### ①計画づくりに向けた取り組み

計画づくりに向けた取り組みについては、「跡地利用基本方針、行動計画の策定」、「跡地の土地利用・環境づくりに関する提案（キックオフ・レポート）、土地利用・環境づくり方針案の作成」という流れで、段階的に具体化させる計画づくりが進められてきた。

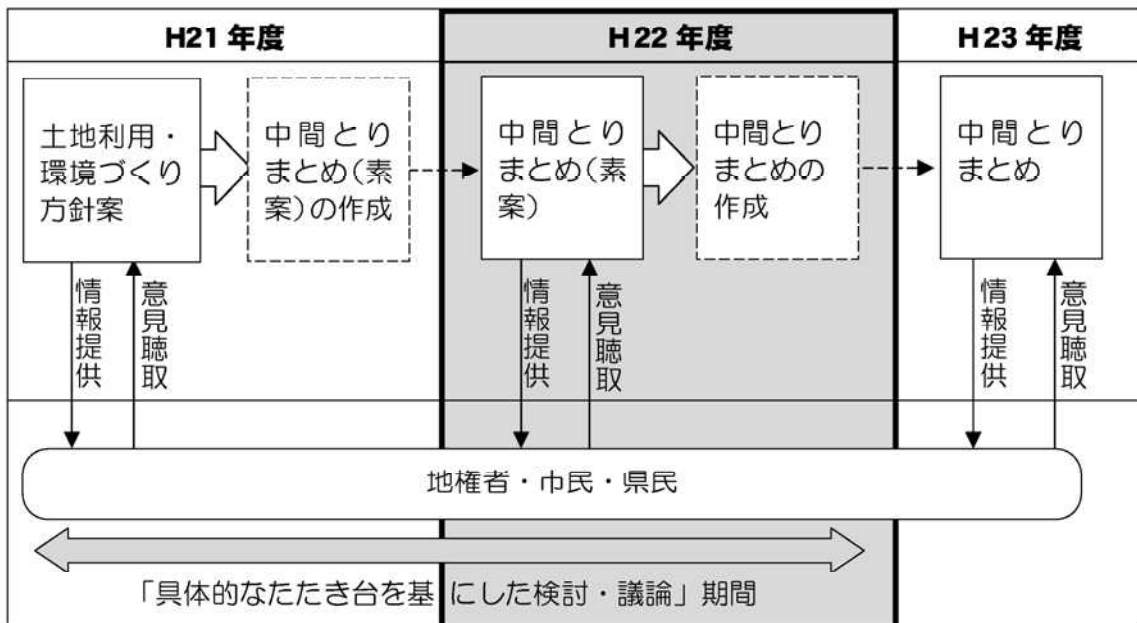
#### ②合意形成の実現に向けた取り組み

合意形成の実現に向けた取り組みについては、「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画（H13 年度）」に基づき、合意形成に向けた場づくり・人づくり・組織づくり等の活動を長期的展望のもとに展開し、地権者懇談会や情報誌の定着化、「若手の会」、「NB ミーティング」の組織化等が図られてきた。

### (2) 跡地利用計画策定に向けた計画づくりと意向把握の流れ

- 平成 20 年度までは、跡地利用に導入する 8 項目の分野（機能）について、その考え方とイメージが議論され、とりまとめがなされてきた。
- 平成 21 年度からは、これまでに議論されてきた結果を踏まえ作成された「土地利用・環境づくり方針案」という具体的なたたき台をもとに、地権者・市民・県民からの意向把握、さらなる計画の具体化作業が進められた。そして、平成 21 年度にこれら各分野（機能）の調整・整理をもとにした「中間とりまとめ（素案）」がとりまとめられる。
- 平成 22 年度は、この「中間とりまとめ（素案）」をもとに、各機能の配置などをとりまとめた「中間とりまとめ」の年度内での作成に向けて、さらなる意向把握・計画の具体化を進めることとしている（平成 23 年以降は、跡地利用計画策定に向けて、この「中間とりまとめ」を基にした議論が行われていく）。

### 【跡地利用計画策定に向けた計画づくりと意見把握の流れ】



### (3) 次年度業務における留意点と対応方針

縣市共同調査における跡地利用基本方針並びに行動計画策定といった計画策定の流れの中、平成 20 年度には「土地利用・環境づくり方針案」、平成 21 年度「中間とりまとめ(素案)」が提示される。

それらを受け、平成 22 年度は、「中間とりまとめ」を見据えながら、平成 21 年度の業務における考え方・留意点を基本に、更に見直す部分・踏み込んで検討すべき部分を考慮し、以下の 4 つの留意点を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

#### (次年度業務の留意点)

- ① 「若手の会」の活動に関する留意点
- ② 「若手の会」の提言に関する留意点
- ③ 地権者と市民の協働に関する留意点
- ④ 「NB ミーティング」の活動に関する留意点

## ①「若手の会」の活動に関する留意点と対応方針

### ＜留意点＞

- 「地権者等意向醸成」における活動内容や合意形成の状況を、定期的に「計画づくり」の場へ発信していく事が重要であり、今まで以上に計画づくりの場との、さらなる密な連携が求められる。

### ＜対応方針＞

- ⇒「若手の会」において「中間とりまとめ（素案）」を基に検討・議論を行い、その成果を活動の節目で発信していく。
- ⇒また、必要に応じて計画をつくる側との意見のキャッチボールをしながら進めていく。

## ②「若手の会」の提言に関する留意点と対応方針

### ＜留意点＞

- 合意形成が進む跡地利用への導入機能についての考え方・イメージを「実現していくための方策・条件」について、さらに議論を深めていく必要がある。
- 平成 21 年度に検討した中で出てきた「新たな検討事項」について議論する必要がある。
- 「若手の会」の提言を基に、対策部会における議論結果を「地主会の考え」として発信できるようにする。

### ＜対応方針＞

- ⇒「若手の会」において、平成 21 年度よりさらに踏み込んだ勉強・議論を進めていく（特に、計画内容を実現する上での根本となる部分（計画開発・共同利用等）、新たに検討が必要になった事項について）。
- ⇒平成 21 年度は「地権者として想定される検討事項」を認識するところにとどまっていたが、一段階発展させ「ある程度の意見をまとめる」ところまでを目指す（「若手の会」、「対策部会」において）。
- ⇒「対策部会」においては、意見交換だけでなく、「共通認識事項」「若手の会と地主会共同で提言する事項」を成果として生み出す。

## ③地権者と市民の協働に関する留意点と対応方針

### ＜留意点＞

- 普天間飛行場の跡地利用は、“宜野湾市のまちづくり”であることから、跡地周辺との一体的な整備等も含めて、地権者・「若手の会」に対し、市民との協働の仕組みづくりの必要性の認識をさらに深めることが重要である。
- 将来的に協働で取り組む段階に向けて、「認識」の段階から一段階発展させることが重要である。

#### 《対応方針》

- ⇒「若手の会」、「対策部会」、地権者懇談会、情報誌等をとおして、市民との協働によるまちづくりの必要性についての情報提供を継続して実施する。
- ⇒「認識」の段階から一段階発展させ、今後計画が具体化する中での「それぞれの役割」や「市民との協働の仕組み」のあり方について議論を開始する（「NBミーティング」と「若手の会」の連携のあり方も含めて）。

#### ④「NBミーティング」の活動に関する留意点と対応方針

##### 《留意点》

- 市民に対しても連携・協働による跡地利用の必要性について、さらに認識を深めるとともに、関心を持つ市民を増やしていくことが重要である。
- “市民の意向”を発信できるような仕組みづくりが必要であり、それに先駆けて市民の代表である「NBミーティング」が“会としての考え”をとりまとめることが重要である。
- また、「NBミーティング」については会の輪を広げ、会の意見ができるだけ市民の意見に近づくように強化を図る必要がある。

##### 《対応方針》

- ⇒「中間とりまとめ」に向けて市民意向を発信するため、市民懇談会や市民向け情報誌「普天間飛行場跡地利用ニュース」をとおして、「中間とりまとめ(素案)」に関する情報提供・意見聴取を行う。
- ⇒「NBミーティング」は会の強化を図るとともに、今までの個人個人の意見という段階から一段階発展させ、会としての考えをとりまとめていく（市民という視点から「中間とりまとめ(素案)」に対する意見とりまとめに取り組む）。
- ⇒一般の市民については、今までの継続的な情報提供を継続することに加え、市民懇談会の内容充実・参加者増加に向けて取り組み、市民が積極的に参画するしかけ・場づくりを行う。
- ⇒「NBミーティング」メンバーが一般の市民とのつなぎ役となり、よりわかりやすい情報提供と意見聴取を目指す。

### 3-3 次年度の業務目的と取り組み項目

#### (1) 業務の目的

平成 22 年度は、合意形成の実現に向けた取り組みとして、「若手の会」の自立化に向けた活動体制づくりとさらなる「地主会」との連携強化（意見交換の場の創出、合同での提言書作成）を実施するとともに、「NB ミーティング」については、組織強化・メンバー増強を図り、市民の合意形成に関わる今後の中心的役割を担う組織への成長を目指す。

また、前項の留意点で述べた様に、「中間とりまとめ」に向けて、平成 21 年度県市共同調査の中で作成された「中間とりまとめ（素案）」を基に、その評価や広く地権者・市民に対する情報提供・意見交換等の取り組みの実施と PR 強化、「地域連携による合意形成の仕組みづくり」の一成果として、「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げに向けた取り組みと、「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」に対する跡地利用に関する情報を提供することを目的とする。

#### (2) 取り組み項目

##### 1) 合意形成活動の中核組織である「若手の会」、「NB ミーティング」の活動支援

- ① 「NB ミーティング」の活動支援
- ② 「若手の会」の活動支援
- ③ 学識者等による『若手の会・NB ミーティング合同勉強会』の開催
- ④ 『若手の会・NB ミーティングによる意見交換会』の開催
- ⑤ 『先進地視察会』の実施

##### 2) 継続的な情報提供・意見交換の取り組み

- ① 『地権者懇談会』の開催
- ② 『地権者等を対象とした講演会』の開催
- ③ 「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力
- ④ 『市民懇談会』の開催
- ⑤ 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行
- ⑥ 普天間飛行場跡地利用ニュースの作成
- ⑦ 説明用画像データの作成
- ⑧ ホームページデータ更新
- ⑨ 地権者基礎情報の更新整理

##### 3) 地域連携による合意形成の仕組みづくりに向けた取り組み

- ① 「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の組織化に向けた取り組み
- ② 「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」への情報提供・講師依頼

##### 4) 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会の開催

### 3-4 取り組み内容

#### (1) 合意形成活動の中核組織である「若手の会」、「NBミーティング」の活動支援

##### 1) 「NBミーティング」の活動支援

普天間飛行場を含めた宜野湾市のまちづくりに関わる市民側の検討組織として、充実した活動を行えるよう、「NB ミーティング」が主体的に実施する定例会活動に対し、情報提供、会運営等の面で支援を行う。

今年度は、「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」立ち上げに向けた組織強化として、平成 21 年度に公募により募集した新メンバーを含めた組織体制のもと、「次年度業務における留意点」の内容を認識・理解するとともに、平成 21 年度に策定された「中間とりまとめ(素案)」を題材に、「NB ミーティング」として意見をとりまとめ発信することを目指し、市民の視点・宜野湾市のまちづくりという視点から意見集約を図るとともに、知識習得を目指す支援を行う。

(主な活動内容)

- ①「中間とりまとめ(素案)」についての議論・意見とりまとめ
- ②メンバーの増強と組織強化

##### 2) 「若手の会」の活動支援

地権者合意形成の中核組織として充実した活動を行えるよう、「若手の会」が主体的に実施する定例会活動に対し、情報提供、会運営等の面で支援を行う。

今年度は、平成 21 年度に策定された「中間とりまとめ(素案)」について、「次年度業務における留意点」を踏まえ、イメージについて議論しつつ実現化させるための方策(地権者に求められること)に関する議論をメインに行っていく。

また、「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」立ち上げに向けた組織強化の一環として、徐々に自主的な活動がされつつある中で、将来的な会の自立化に向けて中長期的な活動計画の具体化と体制づくりに取り組めるよう支援する。

(主な活動内容)

- ①分野別検討【継続的な取り組み】
- ②「中間とりまとめ(素案)」についての議論・意見とりまとめ
- ③中長期的な活動計画の具体化と体制づくり

### 3) 学識者等による『若手の会・NBミーティング合同勉強会』の開催

学識者等専門家との連携及び平成 23 年度「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」立ち上げに向けた準備段階として、合同勉強会を通じて組織間の連携(結び付き)の強化を目指すための実践活動として、「若手の会」、「NB ミーティング」を対象とした合同勉強会を開催する。

勉強会テーマはそれぞれの会のメンバーの意向も把握しつつ、それぞれの会の検討テーマに応じて設定するとともに、共通の知識を得ることで、後述する「4)『若手の会・NB ミーティングによる意見交換会』の開催」などでの議論を活性化させることをねらいとする。また、講師は勉強会テーマの分野に応じて「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」メンバーに依頼する。

### 4)『若手の会・NBミーティングによる意見交換会』の開催

地権者の視点からの検討組織である「若手の会」と、市民の視点からの検討組織である「NB ミーティング」の情報共有と、立場の異なる中での意見をそれぞれの検討・議論に活かすことを目的に、意見交換会を開催する。また、跡地のまちづくりの円滑化に向けた今後の組織間連携のあり方等について意見交換を行う場としていく。

なお、なるべく複数の活動組織が参加することで連携強化が図れるように、地主会役員もオブザーバーとして参加できるようにしていく。

### 5)『先進地視察会』の実施

これまでの本調査事業においても、先進地視察により「若手の会」等の議論が活発化し、視察成果を十分に反映した提言がまとめられている。

そのため、平成 22 年度においても「若手の会」、「NB ミーティング」におけるまちづくり先進情報の収集・蓄積と、そのことにより議論の深化を図ることを目的として、先進地視察会を実施する。また、両組織の交流により、地域連携の仕組みづくりに資することも目的とする。

◆視察地 : これまでの視察会で実施していない検討テーマ及びそれぞれの会の検討テーマになっている分野を題材として、2泊3日で実施

#### 【視察地(案)】

- ・地権者等による土地活用の事例
- ・大規模跡地開発と連携した周辺市街地整備の事例



## (2) 継続的な情報提供・意見交換の取り組み

### 1) 『地権者懇談会』の開催

普天間飛行場跡地利用に関わる地権者との直接的な対話の場を確保するため、これまでの調査において定着化が図られた『地権者懇談会』を引き続き開催する。

#### 【実施方法例】

##### ◆第1回

内 容：跡地利用に関わる新たな情報の提供  
・「中間とりまとめ（素案）」  
・計画開発、共同利用等の土地活用に関連する基礎的情報  
開催方法：全体的な説明として1会場において開催

##### ◆第2回

内 容：「中間とりまとめ（素案）」に対する意見聴取  
開催方法：支部別の5会場において開催

### 2) 『地権者等を対象とした講演会』の開催

普天間飛行場跡地利用に対する地権者等の関心を高めるための取り組みとして、学識者等専門家による講演会を開催する。講演会のテーマはまちづくりに関する先進事例等の地権者の関心のあるようなものとし、「地主会」とも調整を図りながら決定する。

### 3) 「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力

跡地利用に関する情報や「若手の会」の取り組み状況等の情報を確実に提供し、行政と「地主会」が連携を図りながら合意形成に向けた取り組みを進めるため、資料作成、会運営等を通じて跡地利用対策部会への参加・協力を行う。

また、「中間とりまとめ」に向けた「地主会」と「若手の会」の直接的な対話の場としても活用し、意見交換・議論等による地権者の意思統一も行う。

### 4) 『市民懇談会』の開催

「普天間飛行場跡地利用＝宜野湾市のまちづくり」であり、計画づくりが徐々に具体化されてきている中で、市民の跡地利用に対する関心をこれまで以上に高めていく必要があるため、全市民を対象とした懇談会（意見交換会）を開催する。

また、この市民懇談会は、地権者と市民の連携・協働による跡地のまちづくりに向けて、市民意識醸成と直接的な対話の場を創出し、市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」への参画を促進する。

## 5) 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行

平成 13 年度より発行しており、効果的な情報提供手段となっている地権者支援情報誌「ふるさと」は、全地権者に対する継続的な最新情報を提供する取り組みとして、情報蓄積状況に合わせて作成・発行する。

## 6) 普天間飛行場跡地利用ニュースの作成

跡地利用に対する意識の醸成は、地権者や市民が跡地利用に係る情報を共有し、意見交換の積み重ねによりはじめて成り立つものである。そのため、広く市民に対し、普天間飛行場跡地利用に関わる行政側からの情報や「NB ミーティング」、「若手の会」の活動状況等の情報を、継続的に提供することを目的とし、市民懇談会等への参加や「NB ミーティング」への参画を促進する。

## 7) 説明用画像データの作成

各種合意形成活動を効果的・効率的に実施するため、平成 21 年度作成された「中間とりまとめ（素案）」の内容を説明する合意形成活動用画像データを作成する。

作成した説明用画像データは、地権者懇談会や市民懇談会等において使用し、「中間とりまとめ（素案）」の評価を行う際に役立てる。

## 8) ホームページデータ更新

広く市民等に対し、普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等の情報を提供するため、ホームページを更新し、情報の充実を図る。

## 9) 地権者基礎情報の更新整理

地権者支援情報誌「ふるさと」や『地権者懇談会』等の案内を確実に行き届かせ、確実に合意形成活動を推進するため、地権者の住所・氏名等の基礎情報を更新する。

### **(3) 地域連携による合意形成の仕組みづくりに向けた取り組み**

#### **1) 「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の組織化に向けた取り組み**

跡地利用の検討における地域（地権者・市民・宜野湾市）としての考えを集約する場として、平成 20 年度の「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」において検討された組織化方策に基づいて「(仮) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げに向けた具体化を図る。

平成 23 年度以降に目標のような協議会としていくために、平成 22 年度については、「情報の共有化」、「各組織の勉強及び検討内容の深化」、「各組織の結びつきの段階的な強化」、「合同勉強会・報告会の開催等の一体的な運営」に取り組み、本格的な協議会立ち上げに向けた各組織の検討・連携体制を整備する。

#### **2) 「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」への情報提供・講師依頼**

跡地利用の最新の状況が把握できるように、「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」メンバーに対して、地権者及び市民に対して提供している情報（ふるさと、跡地利用ニュース）や検討委員会における議論の内容（資料、議事録）等を発信する。

また、「普天間飛行場跡地利用ネットワーク」メンバーについては、これまでに何らかの形で跡地利用に関わってきた経緯があることから、メンバーの中から各種勉強会の分野に応じて講師を依頼していく。

### **(4) 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会の開催**

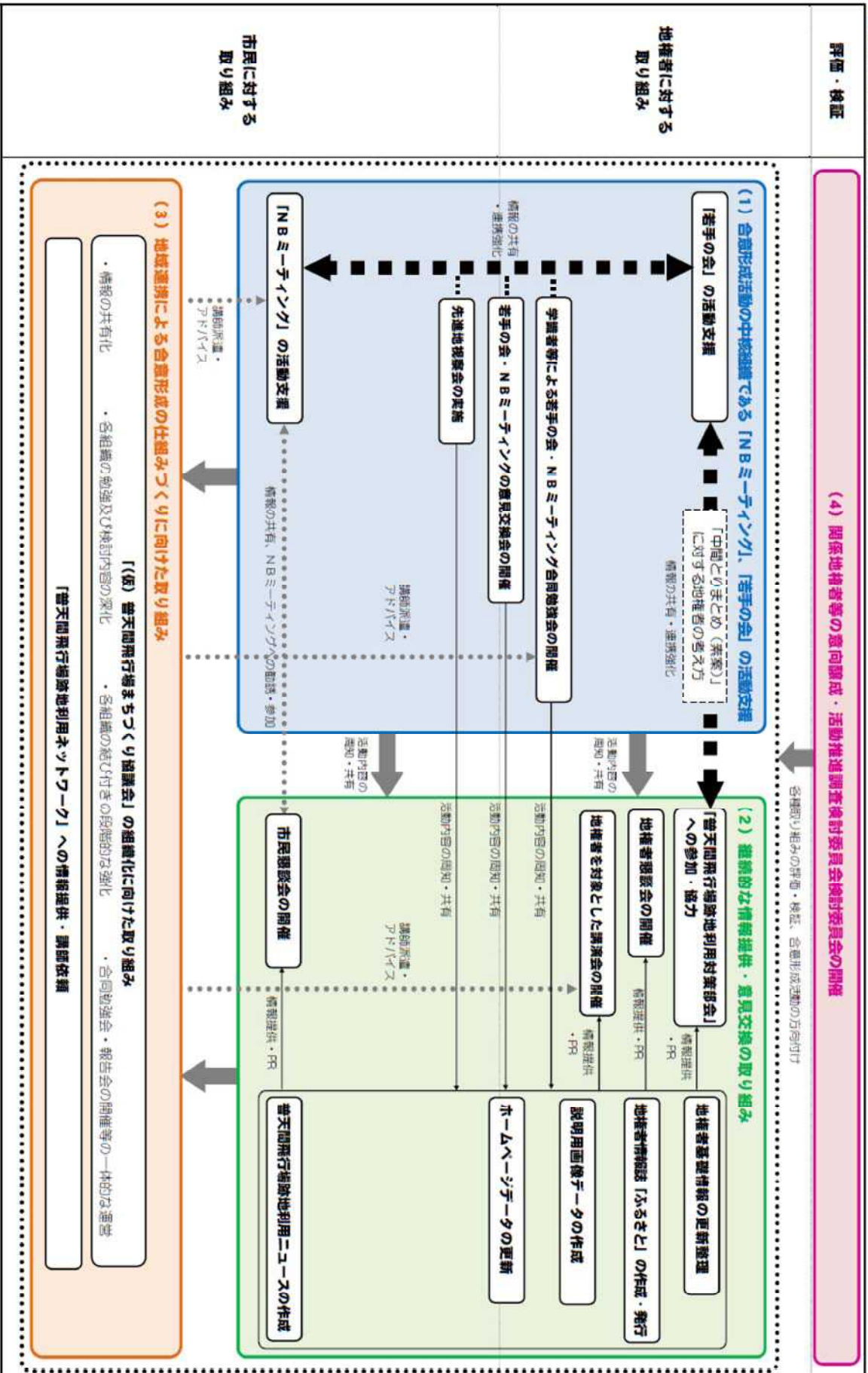
上記の各種合意形成活動を確実に実施するとともに、活動内容についての評価・検証及び活動の方向付けを行うための機関として、調査検討委員会を設置する。

- ◆第 1 回：平成 22 年度の業務内容について
- ◆第 2 回：これまでの取り組み成果について
- ◆第 3 回：今年度の活動総括と次年度の対応について

平成 22 年度 各種取り組み項目と関連性

評価・検証

(4) 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会検討委員会の開催



## 4章 各種合意形成活動の内容

---

### 4-1 今年度実施した取り組みの概要

- (1) ねたてのまちベースミーティングが考える宜野湾市の将来的なまちづくり（案）
- (2) 若手の会の考え 2009年度版（「土地利用・環境づくり方針案」に対する意見とりまとめ）

### 4-2 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」の概要

## 4章 各種合意形成活動の内容

### 4-1 今年度実施した取り組みの概要

今年度実施した各種の合意形成活動のうち、「NB ミーティング」、「若手の会」の意見と  
りまとめを以下に示す。

#### (1) ねたてのまちベースミーティングが考える宜野湾市の将来的なまちづくり(案)

【表紙】

ねたてのまちベースミーティングが考える  
宜野湾市の将来的なまちづくり(案)

平成 22 年 3 月

ねたてのまちベースミーティング

## テーマ (案)：「新しいねたてのまちづくり」 ～ホスピタリティあふれる環境先進型未来都市へ～

私たちがねたてのまちベームスティングのメンバーは、一市民の立場から、「世界で一番感動な普天間壱期」の一刻も早い実現を切望しホスピタリティあふれる環境先進型のまちづくり、子供や孫の時代に安心し、誇りを持って暮らせる、そのようなまちづくりを実現するため、1年間いろいろと議論をしてみました。

その議論の結果、このまちづくりのテーマ (案) を「新しいねたてのまちづくり」とし、次にあげる項目を基本的な目標としました。

- ① 十分な雇用が生まれ生活が潤い、安心して次世代にハイクラスで暮らせるまちを目指す
- ② 本格的な滞在体験観光産業の創出を行い、沖縄全体の観光産業の発展を目指す
- ③ 日本の持つ先端科学や環境、医療、IT産業など活用誘致により雇用の増大を目指す
- ④ 東南アジアに向けた協力交流の日本の窓口を目指す
- ⑤ 県外からの移住者と地元の人たちが互いに協力し安心して暮らせる街を目指す

## まちづくりの基本コンセプト (案)

### 1. 沖縄の課題に取り組む

沖縄の経済的な自立と雇用、特に若年者雇用の創出のための土地利用を考えよう。

⇒ (例) 生活環境を重視した高層医療や環境などをテーマにした研究所や滞在型観光施設

### 2. 沖縄の地理的・歴史的特性を活かす

日本全体の中でアジアに近い地理的特性を活かし、また戦争の体験を後世に伝えるための施設を誘致する。

⇒ (例) アジア交流センターや国連平和大学などの誘致

### 3. 新しい沖縄の“住”スタイルを提案しよう

“コモン (共有)” をキーワードに、移住者と地元との共有、新住民と周辺住民の共有、農業と“住”との共有など沖縄の新しい“住”スタイルを生み出す。

⇒ (例) 子供たちが遊べる小規模なコモンスペース、農業体験、自然体験などができる“住”スタイル

### 4. 沖縄の潜在力、可能性を引き出そう

古くからの芸能や芸術、長寿国沖縄の食生活など沖縄の持つ潜在力や可能性を考えた土地利用を図る。

⇒ (例) 健康食品関係の研究所、アジア芸能芸術センター、大学院大学や周辺大学と連携したサイエンスパークなどの誘致

### 5. 土地利用の可能性を拡大させよう

土地利用の潜在性を拡大させるため、さらに中北部の振興のため、郡県や空港と直結する交通インフラ整備を誘導する必要がある。

⇒ (例) LRT など公共交通の整備、高速道路により空港と直結、国の土地利用などへの全面的な支援

### 6. 環境に配慮した形にこだわろう

沖縄の未来のまちづくりの方向性を示す環境に配慮したまちづくりを計画する。

⇒ (例) 大規模公園の整備、LRT など公共交通の整備、太陽熱や太陽光、水力など次世代エネルギーの利用の整備、その他資源循環型の設備など

### 7. 土地の記憶を呼び起こそう

単純にかつての宜野湾を再現するのではなく、土地の持つ記憶を呼び起こし、新たなまちづくりの“装置”として整備する。

⇒ (例) 宜野湾並松 (ジノンナンマチ) や湧き水 (カー) などの再活用、御旗の再現

### 8. 地権者・周辺住民の利益を保全しよう

安定した土地利用を図り、地権者の安定した利益を確保し、開発による周辺住民の影響も考慮した計画を推進する。

⇒ (例) 土地の供給管理、需要創出の支援、国、県の一部土地利用の先行、周辺区画整理事業との連携などの提案

## NBミーティングが考える跡地利用及び周辺市街地のあり方

### ●周辺市街地との公共施設・公益施設のバランスについて

- ⇒周辺市街地には、強制的な収用により基地から近い人やれた人たちが、道路もないようなところ  
ろに建物を建てて生活している。そのため、跡地と周辺市街地とが運動したまちづくり（基地  
周辺の再編成）が重要になる。
- ⇒道路や施設のあり方など、公共施設の利便性を考えて、周辺市街地とバランスよく配置する  
ことが必要である。
- ⇒住むには安全が重視されるため、交通量減をしっかりと整備する必要はある。
- ⇒一昨年度、富山のLRTについて視察を行った際に、LRTという交通ネットワークが確立され  
たことにより、街に高齢者が向くようになったというお話をお聞きました。普天間においても  
LRTのような交通ネットワークが必要に感じる。
- ⇒大津城公園だけでなく、各地域に公園がちりばめられていれば、既存集落との接点となりコミュニ  
テイも生まれるのではないかな。

### ●沖縄の経済的自立を考えた公園の位置付け等について

- ⇒まちをつくるためには、やはり人が集まらなければ経済効果がない。480haの1/4は（仮）  
普天間公園として検討されているが、沖縄の経済的自立に役立つかという点も必ずしもそうでは  
ないのではないかな。
- ⇒沖縄の新都心を築くすばらしいまち、No.1のまちにするために、経済的なメリットを積極的に  
考えていく必要がある。
- ⇒沖縄の経済的自立を目指し、国連平和大学を誘致し、その周辺を公園とするのはどうか。
- ⇒子供が集まるような公園が必要。都会でありながら近くに自然もある、バランスのとれたまち  
が望ましいと思う。
- ⇒（仮）普天間公園については、単独の公園ではなく、労働環境の整った雇用も生まれる複合的  
な公園として沖縄から発信していく必要がある。
- ⇒基地周辺の集落に関しては、昔は穀倉地帯であったため、過去に戻って農業株式会社を作り、  
農地として子孫に残しておくのも良いのでは。

### ●跡地における既存施設の利用可能性について

- ⇒鹿野、伊佐、普天間等にある既存のハウジングを更地にして再利用するなど、既存施設を有  
効に活用してはどうか。
- ⇒返還後も外国の方は居ると思うので、海軍病院を再利用したちゃんぶる一病院（外匯の先方  
主いる病院）があれば、外国の方も安心できると思う。

### ●産業振興について

- ⇒普天間は、沖縄国際大学、琉球大学等の大学に囲まれているため、大学と連携した取り組みを  
推進すべきである。
- ⇒高度なIT産業を誘致するために、良好な自然環境（シリコンバレーのように空気がよくない  
といけない）を目指す必要がある。
- ⇒宅地を作ったからといって、どれだけの人が定住するのか、マンションを作ったとしても空  
間に仕事があれば生活の質が高くなるため、人は集まらない。
- ⇒雇用促進の面では、仕事が近くにある事が望ましい。
- ⇒雇用があつて人が住むため、公共交通や道路のあり方について考える必要がある。

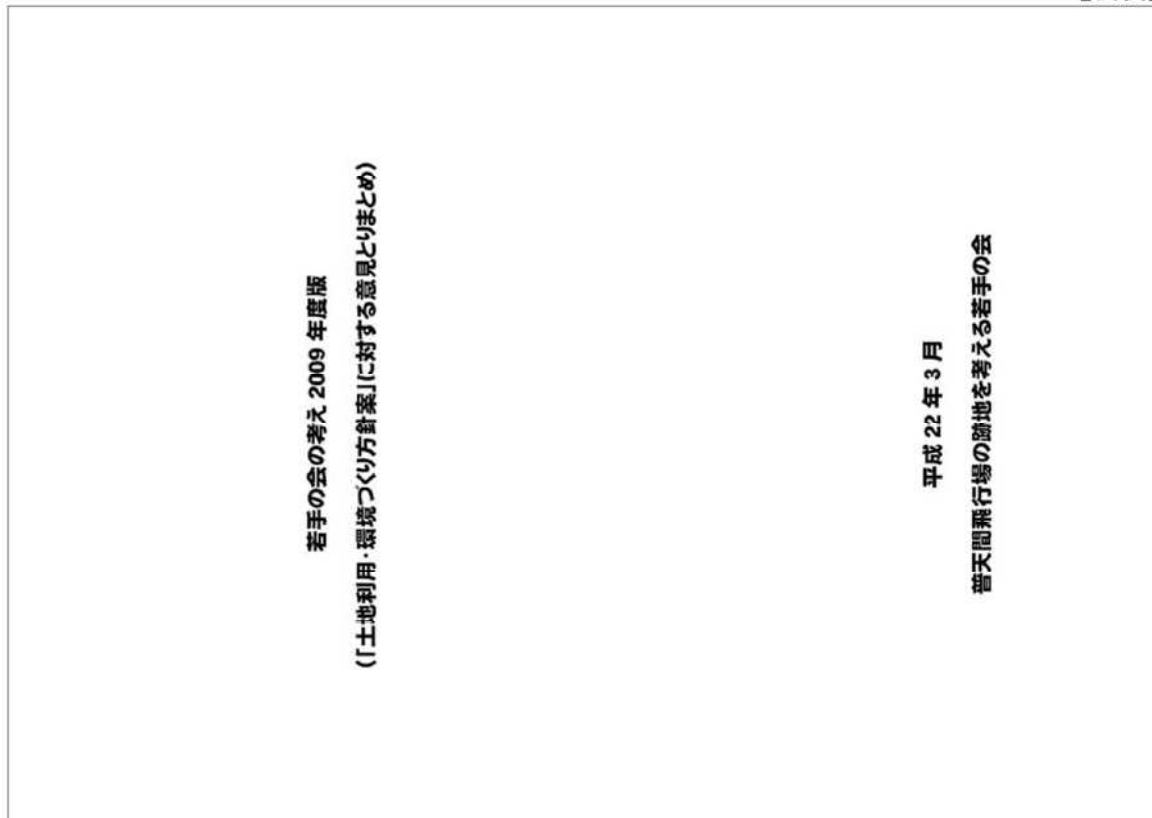
### ●住宅地及び地域コミュニティについて

- ⇒480haの土地におもろまの大きな住宅地を作った場合、はたして機能するかどうか、  
開設とするような時期がくるのはと心配である。
- ⇒人が住むという単位で考えると、1ブロック単位として大体300戸前後くらいのイメージ（地  
域のコミュニティという意味でもコミュニケーションのとりにくい範囲）。
- ⇒防犯面においては、地域のコミュニティがしっかりとっている必要がある。
- ⇒県外の人が沖縄に住んでいるということやステータスにできているまちを目指すべきだと思う。  
安全性の低なれたクオリティの高い住宅地を供給することで、同時に周辺の価値も上がる。
- ⇒沖縄の歴史・風土を活かした住宅地といえるのは赤瓦や石垣をイメージするが、住んでいる人全てが  
満足しているかと言えはそうではない。住んでいる人たちが協力してやるのであれば良いと思う  
が、無理やり歴史・風土を感じる住宅地を作ってしまうのもテーマパークになってしまう。
- ⇒コミュニティのあり方こそまちづくりを進める上で重要になるため、地域のコミュニティを固  
まらなければならぬ。
- ⇒コミュニティが崩れてきている中で、今後、外国人や他府県から来る人たちが想定した層台、コ  
ミュニティをつくるしかけを行っていく必要がある。
- ⇒沖縄も昔は顔見知りのまちだった。沖縄らしいコモン（共有）のあり方を考えていく必要がある。
- ⇒普天間の場合は、500ヘクタールもの全く何もない土地から始めなければならぬ。周辺は人  
口密度が高く、60年の歴史がある。歴史や人の生活をどうやって新しいところに移していくの  
か大きな課題である。
- ⇒沖縄にしかないものと言えは祭りだと思う。大きなところで行う祭りではなく、地区単位で行う  
祭りが多いのは沖縄らしいであり、新しい提案ができる余地がたくさんある。
- ⇒地域にゆとりがあれば、色々なところの小さいものから大きなものまで祭りが開催できる。隣近  
所の繋がりを維持させるようなしかけを考えていく必要がある。
- ⇒隣近所でパーベキュー等ができるスペースがあれば子供たちも楽しめる。



**(2) 若手の会の考え 2009 年度版 (「土地利用・環境づくり方針案」に対する意見とりまとめ)**

**【表紙】**



**はじめに**

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会 (以下 若手の会)」は、平成 14 年度に発足して以降、地権者側からの検討組織として、跡地利用に関わる勉強会や先進地視察会等の活動を継続的に実施しています。

普天間飛行場の跡地利用に向けた取組は、平成 21 年 3 月に「普天間飛行場跡地利用計画策定推進調査 (以下 普市共同調査)」の中でとりまとめられた「土地利用・環境づくり方針案」に基づき、跡地利用計画づくりに向けた検討が行われています。

こうした中「若手の会」では、これまで過年度からの議論による成果の蓄積や先進地視察会の成果をもとに、4 つの個別テーマ「環境・公団」、「交通」、「都市拠点」、「住宅地」に対する意見集約及び提言を行い、最終的に提言書としてとりまとめました。

今年度は「土地利用・環境づくり方針案」を題材とした検討を行い、これまでのような「考え方・イメージ」についての議論に加えて、「計画内容を実現していくための方策・条件、地権者に求められること」等についても議論を行った。

この提言書はこれらの検討の成果であり、若手の会メンバーの現在の思いを出し合った結果をとりまとめたものです。

普天間飛行場の跡地を考える若手の会

**【1 P】**

（1）「土地利用にかかると計画方針」について

＜方針案＞

1) 拠点形成に向けた方針

- ①観光リゾートゾーンの形成
  - 沖縄観光の新たな発展を先導するフラッグシップ（旗艦）となる「陸（はかり）」の観光リゾートゾーンを形成
- ②研究交流型産業ゾーンの形成
  - 普天間飛行場の跡地周辺に立地する大学等の研究機能と連携した研究交流活動の場となる産業ゾーンを形成
- ③長期的な用地供給のしくみづくり
  - 産業振興の拠点を養成していくため、長期にわたる機能誘致を可能にするための用地供給のしくみを導入



＜若手の会の考え＞

- 地権者による権限づくり（用地保有機種の設立、主体的な活動が必要である）
- ・共同利用を行っていくためには相談問題など事前に検討しておくべき事項があるため、ある程度計画の形が固まった段階で相談をつくる必要がある。
- 共同利用による用地確保が必要である。
- ・土地利用・環境づくり方針を実現する上での大前提となる。
- ・各地権者が将来的にどのように土地活用するの意向調査を行わなければならない。
- ・個別利用が分散してしまう可能性があるため「共同利用」と「個別利用」は分けて考える必要がある。
- ・共同利用には相談問題など事前に検討しておく事項がある。

＜方針案＞

2) 住宅地形成に向けた方針

- ①歴史・風土の特性を活かした住宅地の形成
  - 沖縄の歴史・風土の特性を魅力として活かして、県内外からの来住意欲を高める住宅地を形成
- ②来住者の参加による住宅地の形成
  - 跡地における新たな来住需要の開拓に向けて、来住者の意向を反映した住宅地を形成
- ③既存の生活関連機能を活かした住宅地の早期形成
  - 既成市街地の生活関連機能（小・中学校、店舗等）を活用した住宅地の早期形成
- ④ゆとりある住宅用地供給のしくみづくり
  - 跡地の「売り物」とするゆとりある住宅用地の供給に向けたしくみを導入

＜若手の会の考え＞

- 沖縄ならではの住宅地づくりが必要である。
- ・テーマ性のある住宅地が求められることから、地域のコンセプトを固めておく必要がある。
- ・高齢化などの人口動態、時代にふさわしいまちづくりが必要である。
- 来住者との協働による住宅地づくりの推進が必要である。
- ・何もなしで誘致するのはなく、住宅地イメージを伝えて誘致していく。
- ・情報提供を行う組織があった方が誘致しやすい。合意形成のことを考えても組織は必要となる（まちづくり会社の一環として）。
- ・住宅地の計画・管理・運営等の個別で組織づくりの必要性が想定されることを考えると、個々の取組みを行う組織がありながら、それぞれがリンクしている「聯合会」のようなものが必要になってくるのではないかと。
- ゆとりある住宅用地を供給するために定期借地方式の導入が必要である。
- ・定住・永住する人の中でも様々なパターンが考えられ、短・中期間で十分な人もいなく、そのような人たちのことも考慮すると、定期借地方式は一つの手段として必要だと考えられる。

**(2)「環境づくりにかかると計画方針」について**

＜方針案＞

1) 環境共生に向けた方針

- ①循環型社会形成に貢献する産業おこしや実験的なまちづくり等を推進
  - 県域技術の開発や応用等に努め、CO2の削減等を目標とした新たな産業や実験的なまちづくり等を誘致し、循環型社会形成をリードする拠点を形成
    - 徹底した省資源・エネルギーやゼロエミッションを目標とした実験的な住宅地づくり等に取り組む。
- ②環境負荷の軽減に向けた先進的な都市基盤の形成
  - CO2の削減、省資源・エネルギーによる環境負荷の軽減に向けて、交通や供給処理等にかかる先進的な計画や開発手法等を導入。
- ③環境共生にかかると県民意識の醸成や賛同者の誘致に向けた情報発信
  - 各地を循環型社会形成のモデルとして位置づけ、環境共生に向けた取組を県内外へアピール



＜若手の会の考え＞

- 省資源・エネルギー、ゼロエミッションの実験的住宅づくりが必要である。
- ・環境づくりについては、個人の投資も必要となり全員が賛成するとは限らないため、実現に向けてはモデル地域を指定した上で実証実験を行うなどの仕組みづくりが必要となる。
- ・省資源・エネルギー、ゼロエミッションの実験的住宅づくりの実現に向けた設備投資には、行政のバックアップ（公的補助）がないと成り立たない。
- ・新エネルギー導入を促進する条例等も必要となる。
- ・技術が日々進歩しており、どのエネルギーが良いかは今の段階で判断できないが、幅広く考えをおきその時代にあったものを導入していく必要がある。
- ・考えられる新エネルギー（中水利用、水素エネルギー、地下水利用、太陽光・風力発電、工コカーのまちづくり（規制導入による） など）

＜方針案＞

3) 都市拠点形成に向けた方針

- ①市民サービス拠点の形成
  - 跡地においては、宜野湾市の将来都市像にもとづき、市民生活の新しい拠り所となる市民サービス拠点を形成
- ②広域拠点の形成
  - 広域的な交通体系の整備とあわせて、中南部都市圏の広域拠点の一つとなる新しい都市心形成
- ③国際的な活動拠点の形成
  - 沖縄の立地特性や大規模空間を活かして、わが国の国際貢献・協力を推進する活動拠点を形成
- ④都市機能再配置に向けた受け皿の整備
  - 国道330号等において、生活軸にふさわしい沿道環境に再構成するために、跡地においては、移転を図る既存施設の受け皿を整備



＜若手の会の考え＞

- 都市拠点に共同利用の仕組みを取り入れても良い。
- 平成20年選りとりまとめた「若手の会の考え 都市拠点編」にある考え方を、若手の会の意見としていく。
- 内池では駅を中心にまちが形成されているように、交通拠点を中心に都市拠点を形成してはどうか。
- 「国際的な活動拠点の形成」は公園と絡めて考えていく。若手の会で検討した公園のコンセプトが平初だったので、考え方が合っている。
- 周辺市街地との一体的な居住化が必要となるため、国道330号の機能をすべて跡地内へ移転するわけにはいかないだろう。
- 都市機能再配置については、跡地開発をきっかけに周辺市街地も良くなるという意味では良いと思うが、受け皿を地権者が用意するという点では、交換する形では良いが、また、中部縦貫道路などの状況を見ながら判断する必要がある。
- 現状でやむを得ず借地・借家を住居としている地権者については、返還後は自らの土地を住宅として活用する可能性があるため、連携が図れると良い。
- 跡地開発を契機に中南部都市圏の交通を再構築する。跡地においては、まちづくりを土台から支えるものとして、空港から20～30分程度でアクセスできる広域的な公共交通を確保しつつ、周辺地域をリードしながら連携を図る交通拠点を形成する。

＜方針案＞

2) 風景づくりに向けた方針

- ①沖浦観光の振興基盤となる優れた風景のまちづくり
  - 土地の歴史、文化が見え、リゾートを感じる優れた風景のまちづくりを推進し、観光客等に仲間の新しい魅力をアピール
- ②周辺地域にとって大事な地域景観の保全
  - 高地は周辺地域にとって大事な風景として親しまれてきており、跡地においては相違景観の阻害につながる開発抑制
- ③優れた風景づくりを戦略として跡地への機能誘致や集客を促進
  - 優れた風景づくりに向けた取組を土中にアピールして、跡地のまちづくりに対する期待を高め、跡地利用を促進



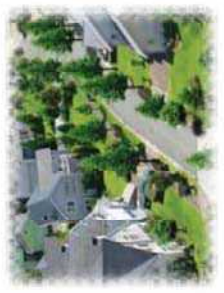
＜若手の会の考え＞

- 優れた風景づくりに向けた計画づくり、建築物の形態規制等の景観形成のルール導入が必要である。
- 周辺市街地もきめて景観形成のルールを導入しないと、差が大きくなってしまふ。
- 跡地内に景観的に模範になるものをつくれば周辺も良い方向に向かうと思う。周辺市街地も世代交代することに徐々にレベルアップし、同化していく。
- 景観形成のルールを導入するにも、自らの問題となると認識が弱くなるので、早めにルールを導入した方が良い。土地利用の色遣りがされる段階（用途地域が決まる段階）には決めておいた方が、次のまちづくりのイメージにつながるがやりやすい。

＜方針案＞

3) 緑化に向けた方針

- ①中前部部山園の新たな発展基盤となる緑豊かな地域イメージの形成
  - 大規模な軍用地の返還を機会として、緑豊かな地域イメージの形成に向けた計画づくりを推進
- ②地権者、開発者、利用者の協働による緑化の推進
  - 各地利用の促進戦略として、地権者の理解と開発者や利用者との協働による緑化を推進
    - ⇒「優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上」の必要性を地権者と共有し、開発者や利用者との協働による計画づくりやルールづくりを推進する。
    - ⇒住宅地においては、住宅まわりの気温調節や緑豊かな風景づくり、産着拠点や都市拠点等においては、国際的な評価にも耐える緑の豊かさを目指した計画づくりを推進する。



＜若手の会の考え＞

- 環境に関する計画・ルールづくりが必要である。
- 緑豊かな風景づくりのために、緑化等の義務づけが必要である。
- 環境に関するルールを個人に任せると負担になるとも、守れない部分が出てくる。
- 緑化を義務付け風景づくりをしていくのであれば、木でもしっかり維持・管理しなければならぬので、管理組合のようなものが必要となる（まちづくり会社の一部として）。
- かんじがらめにせずに、「ある程度のルールづくりが必要」という程度でも良いのではないかと。
- 趣向なルールの例はあげておくべきである。議論のスタート時点では楽しい内容にしておいた方が良い（徐々に調整を図っていく）。

### (4)「都市空間構成にかかると計画方針」について

#### <方針案>

##### 1) 跡地の特性に着目した方針

- ①「西側丘陵部ゾーン」における土地利用の方針
- 西側境界沿いの丘陵部の一帯には、オーシャンビューを高く評価する利用者の誘致に向けたリゾート系の土地利用等を誘導



##### ②「旧集落・並松街道沿道」における土地利用の方針

- 並松街道沿道や旧集落の区域においては、土地の記憶を後世に伝える歴史的空間の再生に向けた土地利用を誘導



##### ③埋蔵文化財保護計画にもとづく土地利用の方針（今後追加すべき方針）

- 埋蔵文化財保護計画による土地利用誘導が必要となる区域においては、計画内容に応じた土地利用を誘導

##### ④埋蔵環境へ対応した土地利用の方針（今後追加すべき方針）

- 埋蔵環境への対応方針にもとづく土地利用制限が必要となる区域においては、制限内容に応じた土地利用を誘導

### (3)「(仮)普天間公園の整備方針」について

#### <方針案>

##### 1) (仮) 普天間公園整備の目標

- ①駐留軍用機の大規模退避を記念するシンボルづくり
- ロ南都市圏の将来像に向けた新たな出発点となる大規模退避を記念して、新しいまちづくりに向けた取組を促しますシンボルづくり
- ②広域緑地体系整備の拠点づくり
- ロ南都市圏の中央に位置する立地条件を活かして、「防災拠点」や、跡地周辺の緑地と結ぶ「自然共生回廊」を整備
- ③「美ら島」づくりに向けた緑地整備のモデルとして、「美ら島」沖蘭のグレーニアップに向けた緑豊かな環境づくりを先導

##### 2) (仮) 普天間公園の計画内容

- ①歴史事業にふさわしい施設整備
- 近隣諸国との交流拠点としての立地条件を活かして、国際交流と緑の環境づくりをテーマとした「交流の森」づくりを目標
- ②目標とする跡地整備水準の達成に向けた計画規模の設定
- ロ南都市圏における跡地整備水準を達成するために、跡地の広大な空間を活用して、100ha以上の計画規模を目標
- ③緑地ネットワークの形成や風景づくりの実現に向けた計画区域の選定
- 広域緑地計画にもとづく跡地のネットワーク形成や観光客にアピールするリゾートの風景づくりを重視して計画区域を選定



#### <若手の会の考え>

##### ●100haの公園用地を確保することが必要である。

- ・大塚公園は周辺に良い効用を与えるので、100haは必要な規模である。
- ・中央に50ha ぐらいの公園、そして周辺の新城・神山・伊佐・大山などの既存の多い緑を活かした公園とがネットワークがうまくつなげられているような形のものがないか。

- 主要幹線道路から誘導の良いポイントを公園用地に設定することが必要である。
- ・若手の会としては国営公園を求めているが、実現が困難な場合の代替となる方案も検討しておく必要がある。

2) 周辺地域との連携に向けた方針

- ① 「既成市街地調整ゾーン」における土地利用の方針
  - 既成市街地の生活関連機能の活用により、生活利便が早期に整う一帯地域においては、一体的な生活圏形成に向けた住宅系の土地利用等を推進
- ② 「研究・交流ゾーン」における土地利用の方針
  - 既存施設との連携による多様な研究交流活動の場としての地の利を生かせる一帯には、振興の拠点となる産業系の土地利用等を誘導

3) 広域交通計画との連携に向けた方針

- ① 「主要幹線道路沿道ゾーン」における土地利用の方針
  - 主要幹線道路の沿道には、広域からの集客に期待する土地利用や優れたリゾートの風情づくりにふさわしい土地利用の方針



② 公共交通計画にもとづく土地利用の方針（今後追加すべき方針）

- 今後、公共交通にかかると計画づくりと連携して、高められる交通拠点性の活用や公共交通利用の促進等に向けた検討を行い、土地利用方針として追加



＜吾手の会の考え＞

- 駅前街頭とそれらに面する三つの旧集落については、**駅前（駅前）の地域イメージ**

【集落空間】の再生に向けた土地利用が必要である。

- ・ 現況は検討するとしても、旧集落空間を再生することは良いと思う。しかし、一方で他の活用方法を考える人もいると思う。
- ・ 旧集落空間再生に学舎地を活用してはどうか。
- ・ 共用利用の一つの手段として旧集落空間を再生し、まち全体を観光資源として活用できないか。
- ・ 利便性を考えると住宅を再生するのは難しいと思うが、全体として旧集落の雰囲気が出ていれば良いのではないか。
- ・ 歴史跡は文化財としてそのまま残すが、旧集落の再生は必ずしも元々旧集落があった場所になくても良いのではないか（場所をずらしてつくることも考えられる）。

## 4-2 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」の概要

### (1) 委員会実施概要

#### 1) 第1回委員会実施概要

日時：平成21年10月14日(水) 14:00～16:00  
会場：宜野湾市農協会館2階ホール  
内容：①議題  
1) 平成21年度の業務内容について  
2) 今年度のこれまでの取り組み概要について  
②その他

配布資料：・次第  
・関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会設置要綱  
・関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会委員名簿  
・平成21年度の業務内容  
・今年度のこれまでの取り組み概要

#### 2) 第2回委員会実施概要

日時：平成22年1月26日(火) 13:30～15:30  
会場：宜野湾市農協会館2階ホール  
次第：①報告  
1) 県市共同調査の概要について  
2) 本調査における活動について  
②議題  
1) 取り組みにおける課題について  
③その他

配布資料：・次第  
・県市共同調査の概要  
・今年度のこれまでの取り組み概要  
・「今年度の目標」と「現在の取り組み状況」の対応表  
・第1回委員会議事要旨

#### 3) 第3回委員会実施概要

日時：平成22年3月17日(水) 15:00～17:00  
会場：宜野湾市農協会館2階ホール  
内容：①議題  
1) 今年度の活動成果について  
2) 合意形成活動における今後の課題と次年度の活動計画について  
②その他

配布資料：・次第  
・跡地利用に対する地権者等の意見集  
・今年度の活動成果  
・今後の課題と次年度の活動計画(案)  
・若手の会の考え2009年度版  
・NBミーティングが考える宜野湾市の将来的なまちづくり  
・第2回委員会議事要旨

## (2) 委員会設置要綱

### 平成21年度 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会 設置要綱

#### (設置)

第1条 普天間飛行場跡地利用に係る地権者等関係者の合意形成活動を確実に実施するとともに、活動内容及び方向性についての評価・検証を行うための第三者機関として、関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 委員会での協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 合意形成活動の方向性に関すること。
- (2) 合意形成活動の評価・検証に関すること。

#### (構成)

第3条 委員会は次に掲げる10名により構成する。

- (1) 学識経験者2名
- (2) 国の職員1名
- (3) 県の職員1名
- (4) 宜野湾市軍用地等地主会2名
- (5) 普天間飛行場の跡地を考える若手の会1名
- (6) 市内各種団体3名

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を説明員として出席させることができる。

#### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、宜野湾市基地政策部基地跡地対策課及び昭和（株）に置き、その事務を処理する。

#### (補則)

第8条 前条までに規定するものの他、委員会の運営に関して必要な事項は委員会で決定する。

#### 附則

この規則は平成21年10月14日から施行する。



### (3) 委員名簿

(敬称略)

No.	所属・役職		氏名
1	学識経験者	沖縄国際大学教授	いしはら まさいえ 石原 昌家
2	学識経験者	沖縄国際大学准教授	うえすず じゆんこ 上江洲 純子
3	国職員	沖縄総合事務局跡地利用対策課長	みやぎ まさつぐ 宮城 昌嗣
4	県職員	沖縄県企画部企画調整課跡地対策監	な か ま みのる 名嘉真 稔
5	地権者	宜野湾市軍用地等地主会会長	またよし しんいち 又吉 信一
6	地権者	宜野湾市軍用地等地主会副会長	さ き ま ゆうき 佐喜真 祐輝
7	若手の会	会長	おおかわ まさひこ 大川 正彦
8	各種団体	自治会長会会長	あめく たつお 天久 辰雄
9	各種団体	市婦人連合会会長	みやぎ かつこ 宮城 勝子
10	各種団体	宜野湾市商工会会長	お じ かい 小渡 玠